

[報告事例]

入院時の付き添いが認められなかったことを合理的配慮の不提供として行った申し立てに対して、途中で対応を打ち切られた。

[当事者]

身体障がい（肢体不自由）のあるAさん

[報告内容]

重度の障がいがあり常時熟練した介助を必要とするAさんが病院に対して、入院時の付き添いが認められなかったことに関して合理的配慮の不提供を訴える申し立てを行った。

当初、Aさんと病院において電話でのやりとりや、対面での話し合いが行われ、その後病院から文書による回答がなされた。

文書に記載された内容は、Aさんにとっては不十分な回答だったため、質問を行ったが、文書で回答したことが全てであり、文書以上の回答はないとのことだった。障害者差別解消法においては、建設的対話を行うことが示されているが、途中で対話を打ち切ることは問題ではないか。

[対応結果]

再度、Aさんと病院の対面による話し合いが行われ、文書の内容等について改めて説明がなされた。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法に関する基本方針においては、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なるため、事業者においては、事務・事業への影響の程度等の要素を考慮した上で、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されています。対応の負担が重すぎる場合でも、その理由を説明し、代替措置の提案も含め、対話により理解を得るよう努めることが大切とされています。

事業者は、合理的配慮の提供が困難な理由を説明した後も一方的に対話を打ち切ることなく、当事者の思いを受け止め、理解が得られるよう真摯に対応することが望まれます。